

1. 助成の目的

海外出版助成は、海外における日本理解を促進するために、以下の通り英語をはじめとする外国語への翻訳、編集、出版費を助成の対象とする。

- A. 日本語で書かれた優れた研究業績を国際的に発信するもの。
- B. 日本について書かれた書籍で、海外における日本理解に資するもの。

2. 助成内容

助成は申請図書の新訳費及び出版費に対して行われます。助成限度額は図書制作にかかる総費用の2分の1かつ上限100万円とします。

ただし、英語への翻訳出版はそのコストに鑑み、総費用の3分の2かつ上限を200万円とします。(英語での書き下ろしの場合の上限は100万円です。)

3. 対象となる図書

- ・対象は原則として、人文科学、社会科学の分野において日本語で書かれた優れた研究業績、あるいは日本について書かれ、助成を受けることによって翻訳・出版の道がひらかれる作品とします。
- ・日本語以外での出版であれば何語によるものでも構いません。
- ・本年度選考対象は、2018年4月から2020年3月末日までの間に出版予定のものとなります。
- ・信頼しうる出版社との取り決め・第三者の推薦等、質の高い翻訳および出版物であることの保証が必要です。
- ・シリーズものの図書については、各々1冊ずつ申請を行って下さい。

*ただし、次のものは助成の対象とはなりませんので、ご注意下さい。

- ①自然科学分野のもの
- ②過去に出版された翻訳書の改訳
- ③過去に出版された出版物の再版
- ④雑誌、観光案内、パンフレットの類
- ⑤商業的に十分採算がとれると思われるもの
- ⑥信頼しうる出版社との出版契約がなされていないもの
- ⑦有償、無償にかかわらず、確実な配布計画を持たない出版物

4. 選考方法

選考は当財団の選考委員会において行われ、理事会において決定いたします。

5. 助成金の交付

助成金の交付は、原則として次のように行います。

- ①交付は、助成の決定した申請図書が完成し、それが当財団に到着した後一括で行います。
- ②交付期限は助成決定後2年とします。

6. 進捗状況等の報告

- ①本助成の円滑な達成を図るため、助成対象者に対して、適宜、進捗状況の報告を求めることがあります。
- ②助成を受けた図書のしかるべき箇所に、公益財団法人サントリー文化財団の助成を受けた旨、印刷明記して下さい。
- ③助成を受けた図書が出版された際には、資料として該当図書5冊を当財団へ寄贈して下さい。

海外出版助成申請にあたって

公益財団法人 サントリー文化財団

1. 申請書記入等について

- ①申請は当財団海外出版助成の指定申請書(全3ページ)を用いて、必ず枠内にご記入下さい。
- ②可能な限り申請書はワープロ、タイプ等でご記入下さい。ウェブサイトに掲載している申請書(エクセルファイル)を使用いただく場合や、ご自身でのフォーマットを作成する場合も、記入項目、様式、ページ数を変更しないで下さい。
- ③申請書は日本語または英語でご記入下さい。その他の言語では申請を受け付けません。
- ④申請額は、日本円でご記入下さい。助成額は、日本円にて決定いたします。
- ⑤図書制作にかかる総費用とは、印刷・製本費、用紙代、原稿の編集・校閲費、翻訳費等の合計とし、原則として次のものは含みません。
 - (1) 広告・宣伝費
 - (2) 販売・営業費
 - (3) 通信・備品費
 - (4) 調査・渡航費
 - (5) 組織の運営・管理費
- ⑥助成申請額については、その用途および明細、または申請額の根拠を必ず明記して下さい。
- ⑦本助成の申請に際して、他の機関からの助成を受けていても構いませんが、その場合は申請中のものも含めて、その内容(助成決定額または申請額、助成機関名または申請機関名、助成決定時期または決定予定時期等)を全て申請書の該当欄にご記入下さい。
- ⑧申請書提出後または助成決定後に、申請図書の内容、体裁、価格および図書制作にかかる総費用等に、何らかの変更が生じた場合には、速やかに当財団事務局までご連絡下さい。変更のご連絡がなく図書が出版された場合は、助成決定が取り消されることがありますのでご注意下さい。
- ⑨日本国外の住所は英語でご記入下さい。

2. 添付書類

申請に際しては、申請書に必ず次の書類を添付して下さい。添付書類の言語が日本語、英語以外の場合は翻訳を添えて提出してください。添付書類に不備がある場合は、選考の対象より除外されることがあります。また、提出された申請書および添付書類は、原則として返却しませんのでご了承下さい。

- ①内容についての具体的な説明、趣旨をまとめた文書(A4サイズ1枚)
- ②助成を得た場合に、申請図書が確実に翻訳・出版されることを保証する旨の、出版社との取り決め等の正式文書(コピーでも可、出版社のレターヘッド使用が望ましい)
* 翻訳についてのみの助成の場合も、必要です。
- ③申請図書制作にかかる総費用の見積明細書(印刷・製本会社発行のもので、印刷費・製本費・用紙代など項目別明細の記載されたもの)
* 翻訳についてのみの助成申請の場合は、翻訳費の見積と総費用の見積の双方が必要です。
- ④翻訳出版の場合…日本語の原著(コピーによる目次、序章などの抜粋でも可)
日本語以外での書き下ろしの場合…目次
共著の場合…執筆者リスト
- ⑤第三者からの推薦書または意見書(A4サイズ1枚)

3. 助成金の交付に関する注意

助成金の支払いは、原則として日本国内の場合は日本円で行います。海外へ送金の場合は希望の通貨にて行います。日本円との交換レートは、当財団による助成金交付手続き時の交換レートによります。

4. 申請締切

2017年11月30日(木) 当日消印有効

簡易書留(海外からの場合はそれに準ずるもの)にて郵送のこと。

<送付先>

〒530-8204 大阪市北区堂島2-1-5 サントリーアネックス 9階
公益財団法人サントリー文化財団 海外出版助成係 (担当:山内)
TEL : 06 (6342) 6221 FAX : 06 (6342) 6220

5. 助成の決定

2018年3月の予定。

助成決定は、文書にて通知いたします。

助成決定者は申請図書出版までのスケジュールを速やかにご連絡下さい。連絡がない場合は、助成決定が取り消されることがあります。

以 上